

中央区と株式会社ジモティーとの リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定

中央区（以下「甲」という。）と株式会社ジモティー（以下「乙」という。）は、リユース活動（利用者間による不用品の譲渡、譲与の取引をいう。以下同じ。）の促進に向け、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図ることにより、中央区内のリユース活動を促進し、もって住民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- （1） 甲のリユース活動に係る事業（以下「リユース事業」という。）及び乙の事業を利用したリユース活動の広報啓発に関すること。
- （2） リユース事業での乙の事業の活用に関すること。
- （3） リユース活動を促進するための甲の事業への協力に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほかリユース活動の促進に関して、甲及び乙で合意した事項に関すること。

（協議及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的の達成に向けた連絡事項に関する協議及び報告を行う。

（実績報告）

第4条 乙は、中央区内での乙の事業を利用したリユース活動の実績を甲に報告する。

（責務）

第5条 乙の事業を利用した利用者間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

2 甲は、中央区情報公開条例に基づく区政情報の開示の請求があった場合には、前項の規定にかかわらず、同条例の規定に基づき開示する。

(本協定の見直し)

第7条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申出があった場合、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 本協定書の有効期間は、本協定書締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定書の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、本協定書の有効期間は1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月1日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区長 山本泰人

乙 東京都品川区西五反田1丁目30番地2
株式会社ジモティー
代表取締役社長 加藤貴博